

集会・言論の自由を守ろう

1 日本教職員組合は2月2日から東京品川のグランドプリンスホテル新高輪において教育研究全国集会全体集会を行う予定であった。ところが同ホテルは右翼による妨害を理由に会場使用契約を破棄した。この問題に関し裁判所は使用させなければならない旨の仮処分を発した。ところが同ホテルは裁判所の命令に従わず、日教組教研集会の全体集会は中止に追い込まれた。このような事態は集会・言論・表現の自由を危険にするものとして憂慮すべきである。

私たち自由法曹団東京支部は、450名を超える東京の弁護士から成る法律家団体として、集会・言論・表現の自由を守るための声明を発するものである。

2 集会の自由は憲法21条で保障された重要な人権であることは論を待たない。この集会を妨害した右翼は厳しく批判されるべきである。昨年長崎市長銃撃事件など言論への暴力事件が起きる中、集会の自由を含む言論・表現の自由の重要性が強調されなければならない。

3 同時にホテル側が裁判所の命令にも従わず集会を中止に追い込んだことは集会参加予定者の集会の自由を侵害した点でも、裁判所の命令に従わなかった点でも許されない。しかも、このよう事態は基本的人権の妨害が成功した事例を残すことになり、今後同種事件の防止の点でも重大である。

憲法は「基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ」と規定する(97条)。このような人権擁護の努力がホテル側にも求められている。

4 私たち自由法曹団東京支部は、集会の自由を始め言論・表現の自由を守るためにさらに奮闘することを誓うものである。

2008年2月6日

自由法曹団東京支部

支部長 島田修一